

蒲郡市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援教育の振興を図るため、蒲郡市が行う特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第9号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 奨励費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、蒲郡市に住所を有し、蒲郡市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在籍する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者又は特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助が支給されている児童生徒の保護者
- (2) 蒲郡市就学援助費事務取扱要綱（平成18年4月1日施行）に基づき就学援助費が支給されている児童生徒の保護者

(支給費目及び支給額)

第3条 支給対象者に対し、次の費目を予算の範囲内で支給することとする。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費

ウ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（以下「校外活動」という。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接

必要な交通費及び見学科

(2) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童生徒が、校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科（学年を通じて1回に限る。）

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、通信費及び旅行取扱料金（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）

(4) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ及び上履き）又はその購入費

(5) 学校給食費

児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(6) 通学費

児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に要する額

2 支給対象者に対し、別表に掲げる区分に応じて奨励費の内容欄に定める支給費目の奨励費を支給する。

3 支給額は、毎年度教育長が定める。

（支給の申請）

第4条 奨励費の支給を受けようとする支給対象者は、毎年度教育委員会が定める日までに、特別支援教育就学奨励費受給申請書兼委任状（第1号様式。以下「申請書」という。）及び特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（第2号様式。以下「収入額・需要額調書」という。）を教育委員会へ提出するものとする。

（支給区分の認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定に準拠して文部科学大臣が定める算定方法により支給対象者の属する世帯の収入額及び需要額を算定し、支給すべき奨励費の区分を認定するものとする。

（支給の決定通知）

第6条 教育委員会は、認定終了後、収入額・需要額調書を認定台帳として保管する。

2 教育委員会は、支給対象者に係る児童生徒（以下「支給対象児童生徒」という。）の個人ごとの支給額（実費を支給するものについては、確定までの予定額）を決定したのち、特別支援奨励費支給計画通知書（第3号様式）により、当該支給対象児童生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、校長を通じて支給対象者に対し、当該支給対象児童生徒が奨励費を支給されることとなったことを速やかに連絡する。

（奨励費の支給方法）

第7条 奨励費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接支給対象者等に対して行うものとする。

2 前項の他、校長が支給対象者から奨励費の受領等について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で、直接支給対象者等に支給するものとする。

（奨励費の支給時期）

第8条 奨励費の支給時期は、次によるものとする。

- (1) 学用品費等 3月
- (2) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 3月
- (3) 修学旅行費 3月
- (4) 新入学児童生徒学用品費 11月
- (5) 学校給食費 11月及び3月
- (6) 通学費 3月

2 年度途中で認定を受けた者の奨励費の支給の時期は、教育長が別に定める。

（年度途中の認定及び取消し）

第9条 転入学した者又は災害等により年度の途中において支給対象者の認定を必要とする者については、第4条から第6条までの例により、その都度速やかに追加認定を行うものとする。また、年度途中において転出、死亡等により援助を必要としなくなった場合は、認定を取り消すものとする。なお、年度途中の認定又は取消しを受けた者の支給額は、教育長が別に定める。

（奨励費の返還）

第10条 教育委員会は、支給対象者が偽りその他不正な手段により奨励費の支給

を受けたことが明らかになったときは、その者に支給した奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助機関)

第11条 教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は、次の事務を行うものとする。

- (1) 校長は、支給対象者から受領等について委任を受ける場合は、特別支援教育就学奨励費個人支給明細書(第4号様式。以下「支給明細書」という。)を作成し、支給の都度整理する。
- (2) 校長は、支給事務が完了したときは、支給明細書、証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。
- (3) 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、校長が行う支給事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第12条 教育委員会(教育委員会の補助機関としての校長を含む。)は、支給対象者又は業者の請求書、受領書及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年8月15日から施行し、改正後の別表備考の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱による第2号様式用の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支給対象者の区分	区分の基準	奨励費の内容
I 段階	収入額が需要額の1.5倍未満	学用品費 通学用品費 校外活動費 修学旅行費
II 段階	収入額が需要額の1.5倍以上 2.5倍未満	新入学児童生徒学用品費 学校給食費 通学費

備考

- 1 収入額とは、当該年度に納付すべき市県民税の課税の基礎となった同一生計世帯の世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林補特金額の合計額から所得控除の対象として控除された雑損、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料及び保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の控除額の合計額を控除し、その額に1/2を乗じて得た額をいう。
- 2 需要額とは、前年12月31日において適用される生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に従い、同日における世帯の状況に応じて算出した生活扶助基準の基準生活費及び教育扶助基準の額（基準額、教材代、通学費及び学校給食費の額）を用いて測定した額をいう。

第1号様式（第4条関係）

特別支援教育就学奨励費受給申請書兼委任状

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

申請者（保護者）氏名

下記の児童・生徒について特別支援教育就学奨励費の支給を受けたいので、次の事項について承諾し、収入額・需要額調書を添えて申請します。

- (1) 認定にあたり教育委員会が住民基本台帳及び市課税台帳等の閲覧をすること。
- (2) 特別支援教育就学奨励費を指定口座に振り込むこと。
- (3) 必要に応じ在学する学校長及び教育委員会を代理人と定め、特別支援教育就学奨励費の請求、受領、返納及び目的に従って処理することを委任すること。
- (4) 学校徴収金に未納が発生した場合には、特別支援教育就学奨励費をもって精算すること。

学 校 名	
学 年 ・ 組	
児 童 生 徒 氏 名	

振込指定口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	

※ 申請者（保護者）名義の口座を指定してください。

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等氏名		(現住所) 蒲郡市 (前年12月末日 住所)		児童・生徒氏名		学校名・学年 第 学年		第1類における 通減率	都道府県の地区別区分 (I, II, III, IV, V, VI) 地域の級地区分 (1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 3-1, 3-2)			学校長承認欄	担当者承認欄	
世帯の収入状況		世帯の状況 (前年12月末日現在)				需 要 額 等								
		氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	続 柄	職業または 在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教 育 扶 助 基 準				生 活 扶 助 基 準				
基準額	教材代					学校 給食費	通学費	第1類	期末一時 扶助費	障害者/ 母子加算額	第 2 類			
所得 控 除 前 の	総所得金額	円	年 月 日 (才)	本 人 児童等	収入(有・無)	円	円	円	円	円	円	円	h (基準額)	
	退職所得金額		年 月 日 (才)		収入(有・無)								i (地区別冬期加算額)	
	山林所得金額		年 月 日 (才)		収入(有・無)								円	
	計	A	年 月 日 (才)		収入(有・無)									j 生活扶助基準計 (e×通減率、 f~iの合計)
所得 控 除	雑損控除		年 月 日 (才)		収入(有・無)									
	社会保険料		年 月 日 (才)		収入(有・無)								円	
	小規模企業共済等 掛金控除		年 月 日 (才)		収入(有・無)								k 住宅扶助基準	
	生命保険料		年 月 日 (才)		収入(有・無)								円	
	地震保険料		年 月 日 (才)		収入(有・無)								I 需要額 (a~d, j, kの合計)	
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ		年 月 日 (才)		収入(有・無)								円	
計	B	年 月 日 (才)		収入(有・無)									収入額 需要額	
所得額 (A-B)		C	年 月 日 (才)		収入(有・無)								D/I=	
収入額 (C×1/12)		D	合 計				a	b	c	d	e	f	g	
通学費 明細	(通学費を要した者ごとに記入すること)					特記事項				支弁区分 <input type="checkbox"/> I 段階 (令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II 段階 (" 2号 ")				

年度 特別支援教育就学援助費(特別支援学級分)個人支給明細書

			学校名		
年 組	児童生徒氏名		保護者氏名		
品 目	金 額	支払方法	支給年月日	担当 確認欄	校長 確認欄
学用品費	円				
計					
新入学学用品費					
修学旅行費					
校外活動費 (宿泊を伴うもの)					
通学費					
給食費					
年度中途における特別支援学級児童生徒の認定の変更等の事由					
年 月 日			へ転出した		
年 月 日			より転入した		

上記の者に特別支援奨励費支給計画通知書記載のとおり特別支援教育就学援助費が給与されたことを確認する。

年 月 日